

競争参加者の資格に関する公示

令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月1日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 業務概要

(1) 業務名 令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務

(2) 業務内容 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事案を抽出しとりまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 計画準備 1式
- 2) 河川の状況把握 1式
- 3) 巡視結果報告書案の作成 1式
- 4) 点検結果評価案の検討 1式
- 5) 現地調査確認 1式
- 6) 河川カルテ更新、工事履歴更新補助 1式
- 7) 河川管理レポートの作成 1式
- 8) 堤防点検実施計画書(案)作成 1式
- 9) 報告書作成 1式

(3) 履行期限 令和7年3月21日

2 申請の時期

令和6年2月1日から令和6年2月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和6年2月13日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）

は、北陸地方整備局ホームページ (<http://www.hrr.mlit.go.jp>) から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、原則として電子メール(着信確認を行うこと。)により提出すること。

提出先 北陸地方整備局総務部契約課 工事契約調整係

電話：025-280-8880(内線2525)

電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和4年10月3日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北陸地方整備局(港湾空港関係除く)における令和5・6年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 北陸地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 令和4年10月3日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすること

ができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「令和6年度阿賀川管内河川管理施設監理検討業務△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（令和6年2月1日付け分任支出負担行為担当官北陸地方整備局阿賀川河川事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。